

社会福祉法人 淳風会 西保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設設置主体・運営主体

名 称	社会福祉法人 淳風会
所 在 地	大阪市港区波除5丁目4番7号
電 話 番 号	06-6585-3391
代表者氏名	理事長 西村 栄一郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	西保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市西区千代崎2丁目21番18号			
連 絡 先	電話番号：06-6581-4009 F A X：06-6556-6847			
施 設 長	園長 松本 雅代			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児	3人	1歳児	12人
	2歳児	12人	3歳児	16人
	4歳児	29人	5歳児	29人
利 用 定 員	満3歳以上の児童		45人	
	満1歳以上満3歳未満の児童		22人	
	満1歳未満の児童		3人	
開 設 年 月 日	令和2年4月1日			
事 業 所 番 号	0000000019229			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://junpu-kai.or.jp			

3 施設の目的・運営方針

西保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		823 m ²
園舎	構造	S造
	延べ面積	225 m ²
園庭		240 m ² 一部近隣公園を使用

(2) 主な設備 別紙配置図有り

設備	部屋数	備考
事務所	1室	静養室を兼ねる
0.1歳児室	1室	こあら組・ぱんだ組
2歳児室	1室	あひる組
3歳児室	1室	はと組
4歳児室	1室	りす組
5歳児室	1室	ぞう組
遊戯室	1室	
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供いたします。

(2) 障がい児保育

障がいのある子どももいない子どもも、地域や保育園で育ちあう保育をすすめています。

(3) 地域交流活動

地域の子ども達を園行事などに招待したり、保育園の庭で遊んだりします。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなどを電話で受け付けています。

《受付：月～金 10時から17時》

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和7年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主任保育士	園長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	10人	6人	4人	
管理栄養士	献立作成・給食調理等をつかさどる	2人	2人		
栄養士・調理員	給食調理等をつかさどる	1人		1人	
看護師	児童の健康管理等をつかさどる	1人		1人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:30～18:30）のうち8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:30～18:30）のうち8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～18:30）シフト制
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（7:30～16:15）シフト制

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

保育園において、調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時50分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況(再掲)

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	2人	2人		

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料相当額の施設使用料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせいたします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	はらだこどもクリニック
嘱託医氏名	原田 由利香
所在地	大阪市西区境川 1-1-31
電話番号	06-6537-9213

(2) 歯科

医療機関の名称	河野歯科医院
嘱託医氏名	河野 好昭
所在地	大阪市西区千代崎 2-9-14
電話番号	06-6582-1349

15 緊急時の対応

入園されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	保育主任
	・ご利用時間	9時00分～17時30分
	・電話番号	06-6581-4009
	・F A X	06-6556-6847
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	板谷 廣二	電話番号 06-6581-4824 港区人権啓発推進協議会 会長
	石井 力	電話番号 06-6583-4000 大阪市立波除小学校 校長
	高瀬 裕子	電話番号 080-3036-6773 波除連合振興町会女性部長
	小川 なつ代	電話番号 06-6581-6370 西区千代崎地区民生委員

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	年額 365 円（法人負担 155 円、保護者負担 210 円）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

20 児童の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	1 人	3 人	1 人	2 人	3 人
1 歳児	10 人	10 人	9 人	10 人	9 人
2 歳児	12 人	11 人	11 人	12 人	12 人
3 歳児	14 人	14 人	13 人	14 人	12 人
4 歳児	16 人	15 人	14 人	12 人	12 人
5 歳児	20 人	17 人	18 人	15 人	14 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施	令和 3 年度
自己評価の実施状況	未実施（検討中）	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

公表・公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3～5 歳児の主食提供に係る実費負担	月額 1,500 円
副食費	3～5 歳児の副食提供に係る実費負担	月額 5,000 円
用品代	連絡帳(0～2 歳児)	1 冊 190 円
	出席ノート(3～5 歳児)シール込み	620 円
	帽子(全児・入園、進級時)	980 円
教材費	鍵盤ハーモニカ吹き口・色鉛筆(5 歳児)	計 1,340 円
〃	クレパス(3 歳児・主に入園時)	630 円
遠足代	3 歳児・園外保育に係る実費負担(交通費・入館料)	1 年間で 500 円程度
	4 歳児・園外保育に係る実費負担(交通費・入館料)	1 年間で 1,000 円程度
	5 歳児・園外保育に係る実費負担(交通費・入館料)	1 年間で 1,500 円程度
写真代	希望の写真を販売いたします	1 枚 100～750 円
アルバム代	5 歳児	年間 4,000 円程度
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険	年額 210 円

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育園の共用時間の範囲内で、「保育必要時間申請書」により決定された保育必要時間を超えて、延長保育事業を利用される場合は、当該市町村が定める保育料相当額の他に、延長保育事業の利用料(300 円/1 時間)をご負担いただきます。
- (2) 延長保育事業を利用される場合は、「延長保育事業利用申請書」をご提出いただき、利用される時間数に応じて、利用料が決定されます。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：社会福祉法人 淳風会 西保育園

説明者職名： 園長 松本 雅代 印

-

私は、本書面に基づいて西保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転所する場合その他きょうだい別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 西保育園が許可する園内での保護者会の活動に、園児名の情報提供を行うこと。

社会福祉法人 淳風会 西保育園 園長様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：